

東京都公報

発行
東京都

目次

67

条 例

- 東京都立病院条例の一部を改正する条例……………（病院経営本部）…二
- 東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（産業労働局）…二
- 東京都立多摩産業交流センター条例……………（同）…三
- 東京都営空港条例の一部を改正する条例……………（港湾局）…六
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例……………（環境局）…六
- 警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都公安委員会）…七
- 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………（東京消防庁）…七

条例のあらまし

●東京都立病院条例の一部を改正する条例（条例第七三号）

- 一 患者申出療養に係る使用料の規定を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第七四号）

- 一 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第一六号）の施行等に
伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律附則第一条本文に規定す
る政令で定める日ほかから施行します。

●東京都立多摩産業交流センター条例（条例第七五号）

- 一 多摩地域の持つ産業集積の強みを生かし、広域的な産業交流の中核機能を担う
ことにより、もって東京都における産業の振興を図るため、東京都立多摩産業交
流センター（以下「センター」という。）を東京都八王子市明神町三丁目一九番
二号に設置します。
- 二 センターは、次の事業を行います。
 - (一) 見本市、展示会等のための施設の利用公開に関すること。
 - (二) 中小企業者、研究機関、大学等及び行政機関の協働による産業振興を目的と
した研究及び事業の支援に関すること。
 - (三) 中小企業者の広域的な産業交流を促進する事業の支援に関すること。
 - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業
- 三 センターの施設の休場日は、一月一日から同月三日まで及び一二月二九日から
同月三一日までとし、開場時間は、午前九時から午後九時までとします。
- 四 利用料金の額等を定めます。
 - (例) 展示室 一室一日 六四九、〇〇〇円
- 五 この条例は、東京都規則で定める日ほかから施行します。

●東京都営空港条例の一部を改正する条例（条例第七六号）

- 一 大島空港けん引装置及び大島空港給油設備の設置に伴い、設備使用料に係る規
定を設けます。
- 二 この条例は、令和二年七月一日から施行します。

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例 (条例第七七号)

- 一 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (令和元年政令第一二三号) の施行による食品衛生法施行令 (昭和二八年政令第二二九号) の改正等に伴い、音響機器等の使用制限等に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和三年六月一日から施行します。

●警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例 (条例第七八号)

- 一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令 (令和二年政令第六六号) の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用します。

●特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第七九号)

- 一 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令 (令和二年政令第六九号) の施行に伴い、補償基礎額を改定するほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用します。

条 例

東京都立病院条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十三号

東京都立病院条例の一部を改正する条例

東京都立病院条例 (昭和三十六年東京都条例第十三号) の一部を次のように改正する。
第三条第一項第一号(八)中「第六十三条第二項第四号」を「第六十三条第二項第五号」に、「第六十四条第二項第四号」を「第六十四条第二項第五号」に改め、同号(八)を同号(九)とし、同号(七)の次に次のように加える。

- (八) 患者申出療養に係る診療料 健康保険法第六十三条第二項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第四号に規定する患者申出療養に関し、当該患者申出療養に要する費用として算定した額の範囲内で知事が定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十四号

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都産業労働局関係手数料条例 (平成十二年東京都条例第八十八号) の一部を次のように改正する。

別表十二の項イ中「結核病検査」を「結核検査」に、「ブルセラ病検査」を「ブルセラ症検査」に、「ピロプラズマ病検査」を「ピロプラズマ症検査」に、「家きんサルモネラ感染症検査」を「家きんサルモネラ症検査」に改め、同項ロ中「豚コレラ予防注射」を「豚熱予防注射」に改め、同項ニ中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、同表十三の項チ中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同項ヌ中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改める。

附 則

この条例は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律 (令和二年法律第十六号) 附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表十二の項口の改正規定 公布の日

- 二 別表十二の項ニの改正規定 令和三年四月一日
- 三 別表十三の項チ及びヌの改正規定 令和三年八月一日

東京都立多摩産業交流センター条例を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十五号

東京都立多摩産業交流センター条例

(設置)

第一条 多摩地域の持つ産業集積の強みを生かし、広域的な産業交流の中核機能を担うことにより、もって東京都における産業の振興を図るため、東京都立多摩産業交流センター(以下「センター」という。)を東京都八王子市明神町三丁目十九番二号に設置する。

(事業)

第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 見本市、展示会等のための施設の利用公開に関すること。
- 二 中小企業者、研究機関、大学等及び行政機関の協働による産業振興を目的とした研究及び事業の支援に関すること。
- 三 中小企業者の広域的な産業交流を促進する事業の支援に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

(施設)

第三条 センターに置く施設は、展示室及び会議室とする。

(休場日)

第四条 センターの施設の休場日は、別表第一のとおりとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

(開場時間)

第五条 センターの施設の開場時間は、午前九時から午後九時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開場時間を変更し、又は開場時間外に展示室若しくは会議室を利用させることができる。

(利用手続等)

第六条 センターの施設及び附帯設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるところにより申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないことができる。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 センターの管理上支障があると認められるとき。
- 四 申請に係る施設等が、センターの事業を行うために必要であると認めるとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が利用を不相当と認めるとき。

(利用料金の額等)

第七条 前条第一項の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者(第十五条第一項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第九条までにおいて同じ。)にその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第二に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用に係る予納金(以下「利用予納金」という。)を收受することができる。

4 利用予納金は、利用料金に充当するものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

6 指定管理者は、規則で定めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の納付時期)

第八条 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

(利用料金の不還付)

第九条 指定管理者は、既納の利用料金及び利用予納金を還付しないものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第十条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(造作の取付け等)

第十一条 利用者は、造作の取付けその他の原状変更をしようとするときは、規則で定めるところにより申請し、知事の承認を受けなければならない。

(利用承認の取消し等)

第十二条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

- 一 利用の目的に違反して利用したとき。
- 二 この条例に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。
- 三 災害その他の事故によりセンターの施設等の利用ができなくなったとき。
- 四 工事その他の都合により、知事が特に必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

第十三条 利用者は、利用を終了したときは、利用した施設等を直ちに原状に回復しなければならぬ。前条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第十四条 センターの施設等に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第十五条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わ

せることができる。

- 一 第二条各号に掲げる事業に関する業務
- 二 センターの施設等及び物品の維持管理(知事が指定する補修等を除く。以下同じ。)
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

2 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- 一 第四条第二項の規定により、臨時に休場日を定めること。この場合においては、あらかじめ知事の承認を得なければならない。
- 二 第五条第二項の規定により、開場時間を変更し、又は展示室若しくは会議室の開場時間外の利用を認めること。この場合においては、あらかじめ知事の承認を得なければならない。
- 三 第六条第一項の規定により、利用の承認をすること又は同条第二項の規定により、同項第一号から第四号までのいずれかに該当するときその他利用を不相当と認めるときに、利用の承認をしないこと。

四 第十一条の規定により、造作の取付けその他の原状変更の承認をすること。

五 第十二条の規定により、同条第一号若しくは第三号に該当するとき、利用者がこの条例に違反し、若しくは指定管理者の指示に従わなかったとき、又は工事その他の都合により特に必要と認めるときに、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずること。

(指定管理者の指定)

第十六条 指定管理者としての指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切にセンターの管理運営を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。
- 二 安定的な経営基盤を有していること。

- 三 センターの効用を最大限に發揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- 四 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

3 知事は、前項の規定による指定をするときは、効率的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

(指定管理者の指定の取消し等)

第十七条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第二項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 管理運営の業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
- 二 前条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- 三 第十九条第一項各号に掲げる管理運営の基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部(利用料金の收受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、知事が臨時にセンターの管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表第二に定める額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあつては、第七条第一項、第三項、第四項及び第六項、第八条、第九条並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、第七条第一項中「指定管理者(第十五条第一項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第九条までにおいて同じ。)」にその利用に係る料金(以下「利用料金」という。）」とあるのは「知事に使用料」と、同条第三項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「あらかじめ知事の承認を得て、利用に係る予納金(以下「利用予納金」という。))を收受する」とあるのは「予納金を徴収する」と、同条第四項中「利用予納金は、利用料金」とあるのは「予納金は、使用料」と、同条第六項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第八条中「利用料金」とあるのは「使用料」と

と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、第九条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金及び利用予納金」とあるのは「使用料及び予納金」と、別表第二中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(指定管理者の公表)

第十八条 知事は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(管理運営の基準等)

第十九条 指定管理者は、次に掲げる基準により、センターの管理運営に関する業務を行わなければならない。

- 一 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- 二 利用者に対して平等かつ適切なサービスの提供を行うこと。
- 三 センターの施設等及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- 四 当該指定管理者が業務に関連して取得した利用者個人の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- 二 業務の実施に関する事項
- 三 事業の実績報告に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項

(委任)

第二十条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第十六条第二項の規定による指定管理者の指定その他の指定管理者によるセンター

の管理運営に関し必要な行為並びに第六条第一項の規定による申請及び承認その他の施設等の利用に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第一(第四条関係)

区分	休場日
展示室	1 一月一日から同月三日まで
会議室	2 十二月二十九日から同月三十一日まで

備考 日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に定める休日にセンターの施設の利用者が不在場合は、その日は、センターの施設の休場日とすることができる。

別表第二(第七条、第十七条関係)

施設	区分	
	使用単位	利用料金
附帯設備	展示室	一室一日 六四九、〇〇〇円
	会議室	一室一日 五四、〇〇〇円
	展示台	一個一日 九〇円
	机	一個一日 八〇円
椅子	一個一日	六五円
	放送設備	一式一日 一、五〇〇円
	高所作業台	一個一日 四、五〇〇円

備考

- 一 この表において「一日」とは、午前九時から午後九時までをいい、この時間外の利用に係る利用料金の額は、展示室にあつては一室一時間につき九千円、会議室にあつては一室一時間につき七百円、附帯設備にあつては無料とする。この場合において、利用時間数に一時間未満の端数があるときは、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分未満のときは切り捨てる。
- 二 利用者が、電気又は水道を特別に使用したときは、これに要した実費を利用料金に加算する。

東京都営空港条例の一部を改正する条例を公布する。
令和二年六月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第七十六号

東京都営空港条例の一部を改正する条例

東京都営空港条例(昭和三十七年東京都条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

大島空港けん引装置	一時間	五百円
大島空港給油設備	一月	八万九千二百円

別表第二設備使用料の部大島空港ベルトコンベヤーの項の次に次のように加える。

別表第二備考三を同表備考四とし、同表備考二を同表備考三とし、同表備考一の次に次のように加える。

- 二 使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間に切り上げる。

この条例は、令和二年七月一日から施行する。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
令和二年六月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第七十七号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

- 第二百二十八条第一項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。
- 第三百三十一条中「次に掲げる営業」を「食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条第一号に規定する飲食店営業」に改め、同条各号を削る。

別表第十中二の項を削り、三の項から九の項までを二の項から八の項までとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第二百二十三号。以下「改正政令」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により営業を行うことができるとされている者のうち改正政令による改正前の食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第二号の喫茶店営業を行っているものに対するこの条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正条例」という。）第三百三十一条及び第三百三十二条の規定の適用については、改正政令附則第二条第一項に規定する食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第三項の有効期間の満了の日までは、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する改正条例第百三十八条、第百三十九条、第百五十四条第一項並びに第百五十六条第三項及び第四項の規定の適用については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為及び附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第七十八号

警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和二十七年東京都条例第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「確定した日」の下に「（附則第三条において単に「事故発生日」という。）を加える。

附則第三条第五項及び第六項中「百分の五」を「事故発生日における法定利率」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の警視庁の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の規定は、令和二年四月一日から適用する。

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第七十九号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和四十一年東京都条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第二号中「八千八百円」を「八千九百円」に改め、同条第三項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

付則第十四項第二号、第十五項、第二十二項第二号及び第二十三項中「百分の五」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「一二、四〇〇円」を「一二、四四〇円」に、「一三、三〇〇円」を「一三、三二〇円」に、「一〇、六〇〇円」を「一〇、六七〇円」に、「一一、五〇〇円」を

「一一、五五〇円」に、「八、八〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「九、七〇〇円」を「九、七九〇円」に改め、同表備考一中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和二年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

2 新条例第五条第二項第二号及び別表の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償(傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項及び次項において同じ。)並びに令和二年四月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同年三月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の規定に基づき支給された公務災害補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。)並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金の内払とみなす。

行 東 京 都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定 価
 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所 勝 美 印 刷 株 式 会 社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

